

No	質問内容	回答
1	<p>プロポーザル方式実施要領 P3～6（2）共同企業体の構成員の資格条件</p> <p>プロポーザル方式実施要領 P3～6（2）共同企業体の構成員の資格条件において組合が参加する場合、組合構成会社と組合外の会社が、資本的または人的関係会社であった場合、組合及び組合員外の会社は同一の共同企業体に参加資格を有しますか。</p>	<p>質問いただいた組合及び組合員外の会社の関係の場合は、同一の共同企業体としての参加資格を有します。</p>
2	<p>プロポーザル方式実施要領 P3～6（2）共同企業体の構成員の資格条件</p> <p>共同企業体の構成員の資格条件において組合が参加する場合、組合構成員同士で資本的または人的関係会社が存在する場合、組合は共同企業体の構成員として資格を有しますか。</p>	<p>質問いただいた組合の場合は、共同企業体の構成員としての資格を有します。</p>
3	<p>プロポーザル方式実施要領、P4～5、第2章、3、（2）、ケ～セ共通</p> <p>配置職員の雇用条件（3か月以上）は、意向申出書の提出日が基準日となっておりますが他の業務に従事していない基準日が記載されておりません。契約は5か月以上先になりますが、提案書記載の技術者の変更は不可と明記されております。いつの時点で空いておればよろしいのでしょうか。ご指示ください。</p>	<p>プロポーザル方式実施要領に記載された条件に合った技術者の配置について、契約時に要件を満たしていることが必要です。</p>
4	<p>プロポーザル方式実施要領、P5、第2章、3、（2）、ス</p> <p>修繕工事業務を共同企業体として施工する場合、要件を満たした主任技術を最小で1名配置すれば宜しいのか、各々から1名ずつ配置するのをご指示ください。（例：3社なら各々から主任技術者1名以上、計3名以上。若しくは1社から主任技術者1名以上2社からは要件は満たしていない土木施工管理技士を配置）</p>	<p>プロポーザル方式実施要領に記載された条件を満たす主任技術者を1名以上配置していただきます。担当となる企業が3者の場合でも、修繕工事業務の主任技術者は1名以上配置してさえいれば、3名である必要はありません。</p>
5	<p>プロポーザル方式実施要領</p> <p>P4第2章提案書作成要領3プロポーザル参加者の資格（提案資格要件）（2）共同企業体構成員の資格条件 ケ（エ）</p> <p>下水道管路施設維持管理業務（調査、清掃、管路の修繕工事または、既設下水道管に係る設計業務に限る。）とあるが、国やその他の機関に所属し、下水道管路施設の陥没に関する調査、ストックマネジメント導入に関する調査、下水道管きよの調査・診断の基準化に関する研究、下水道管路施設維持管理に関する技術開発も下水道管路施設維持管理業務の調査に含むと考えて良いでしょうか。</p>	<p>下水道管路施設の維持管理に関する部署に所属し、下水道管路施設の維持管理に関する技術的な業務も含むと考えており、内容は提出資料で確認します。</p>

No	質問内容	回答
6	<p>【実務経験の証明方法について】</p> <p>実務経験について、前所属会社が倒産などにより存在しない場合や前所属が公的機関であり、個人の業務経験を証明することが困難な場合は、現所属会社が責任をもって前所属会社等の実務経験を証明する事で実務経験を証明したものと認めて頂けるのでしょうか。</p> <p>また、実務経験の証明方法については、10年間の業務履行一覧表を提出することでよろしいでしょうか。</p>	<p>現所属会社が責任をもって前所属会社等の実務経験を証明する事で実務経験を証明したものと確認します。</p>
7	<p>業務説明資料</p> <p>P22 別紙「リスク分担表」維持管理 業務量の増大</p> <p>自然又は人的災害及びその他受託者の責による要因(広域に被害が生じる災害を除く)による業務量の増大 受託者〇とあるが自然災害、人的災害、その他受託者の責による要因(広域に被害が生じる災害を除く)とはどのようなもののでしょうか。</p> <p>例えば局所的なゲリラ豪雨で一部の地域が冠水し、それらの緊急作業を受託者で負担をするということでしょうか。</p>	<p>詳細については、契約締結時に協議いたします。</p> <p>なお、参考までに次のような事象を想定しています。</p> <p>当該包括委託業務の作業(外業・内業)に限定する内容です。例えば、修繕工事の養生中に災害が発生した場合の仮設物の強化(仮設物が流されないように等)やデータ入力中の落雷等によるデータ損失による復旧作業等に伴う追加費用や作業が考えられます。</p>
8	<p>プロポーザル方式実施要領、P3、第2章、3、(1)、イ</p> <p>各構成員(中小企業等共同組合法…)の定義では、適用法は中小企業等協同組合法でしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
9	<p>プロポーザル方式実施要領、P4、第2章、3、(2)、ケ(エ)</p> <p>「業務責任者は、以下の条件を全て満たす者を専任」とありますが、その条件として①高度な資格(2つ)の保有と10年以上の業務経験の両方を満たす者は数少ないため、他の責任者と同様に、2名以上の者(役割分担による)の配置を認めていただけないでしょうか。</p>	<p>プロポーザル方式実施要領に記載のとおり、1名となります。</p>
10	<p>プロポーザル方式実施要領、P4、第2章、3、(2)、ケ(エ)、コ(ウ)、サ(エ)</p> <p>業務責任者として下水道管路施設の維持管理業務に関する10年以上の実務経験を有する者。副業務責任者として下水道管路施設の維持管理業務に関する7年以上の実務経験を有する者。詳細調査業務を実施する主任技術者として下水道管路施設の詳細調査業務に関する2年以上の実務経験を有する者とあるが、実務経験の根拠を示す経歴書等を添付する必要がありますでしょうか。</p>	<p>根拠資料として経歴を証明できるものを添付していただきます。</p>
11	<p>プロポーザル方式実施要領、P5、第2章、3、(2)、ソ</p> <p>「業務責任者及び副業務責任者は上記サ～セの主任技術者を兼務することができる。」とありますが、前者2名が兼務しようとする場合、2名に必要な資格要件に加えて、サ～セの資格要件を満たす必要がありますか。</p>	<p>兼務の場合は各責任者および主任技術者に設定している資格要件の設定を満足する必要があります。業務責任者と副業務責任者のみを担当する場合であればサ～セに設定している主任技術者の資格要件は不要です。</p>

No	質問内容	回答
12	プロポーザル方式実施要領、P5、第2章、3、(2)、タ(ア) 二者の場合では、例えば、(ア)のbで、親会社等が参加する場合、子会社等同士のうち一者は参加できますか、aによれば、子会社等は参加できないのでしょうか。	(ア) aおよびbより、親会社が参加する場合は子会社は1者も参加できません。
13	プロポーザル方式実施要領、P3、第2章、3、(2)、イ P7、第2章、4、(1)、エ 参加意向申出書等の提出においては、様式5で配置予定者の資格要件の根拠(写し等)を添付しますが、様式4には例えば、平成27年度から令和元年度に完了したものの受注・受託実績等は添付しなくてよろしいのでしょうか。	参加意向申出書提出時点では不要です。
14	プロポーザル方式実施要領、様式集 様式1～3 様式1参加意向申出書において様式2及び様式3の添付書類の他に、プロポーザル参加構成企業による共同企業体協定書等を用意する必要はあるのでしょうか。	共同企業体結成届については、提案書の提出の際にあわせて提出してください。
15	横浜市からの連絡事項	プロポーザル実施要領様式5(配置予定者の資格)については、構成員毎に様式を作成してください。また、統括・マネジメント業務主任技術者の欄を追加してください。 (修正後の様式をホームページに掲載しています。)
16	横浜市からの連絡事項	プロポーザル実施要領様式3(委任状)の履行期間は、書類提出日から委託完了期限である令和6年3月29日までとしてください。(修正後の様式をホームページに掲載しています。)